

3 中間まとめに関するパブリックコメント概要と審議会としての取扱方針

募集期間:令和6年8月 15 日(木)から9月 30 日(月)まで

提出方法:氏名、住所、電話番号を記入し、メール、ファックス、郵便、直接持参。その他、市民説明会における質問・意見についても、パブリックコメントとして審議。

意見者数:9名、意見件数:44 件

	全体を通して	
	意見要旨	取扱方針
1	計画策定の背景に、国や東京都の計画のことが記載されているが、中教審や生徒指導提要の改正等はどうになっているのか。	計画策定に当たって、例えば、中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育の構築を目指して(令和3年1月)』や文部科学省の『生徒指導提要(令和4年12月改訂)』、経済産業省の『未来人材ビジョン(令和4年5月)』等、各種資料を参考にしています。
2	以前は、特別支援教育についての計画が個別にあった。学校教育全体の中で検討していくこと自体は賛成だが、今回、取組として1つに収まってしまうことに違和感はないか。	特別支援教育だけを取り出して検討するのではなく、学校教育全体の中で位置付けることで、計画を統合しました。取組としてまとまっているものは1つですが、その他の取組の中にも、特別支援教育の要素は含まれており、軽くなったということはないと考えています。
3	審議会の中で最も議論となったのはどのようなことか。	審議会の中では、例えば本計画の体系図や、地域が学校に何ができるかといった議論、学校が教育課程をどう編成していくかという委員の発表内容から教員の働き方改革が必要だといったような議論が行われました。また議論と関連し、特別支援教育を専門とする委員からはインクルーシブ教育システムについての発表等もありました。こうした議論や発表を踏まえる中で、計画の体系を固めてきました。
4	国や東京都の教育の方向性とあるが、三期までの武蔵野市の動きが書かれていない。学校・家庭・地域の連携、子どもの権利条例等については書かなくてよいのか。	中間まとめ5・6ページには、第三期学校教育計画の実施期間である「令和2～6年度までの取組等の一覧」及び「各施策の総括(概要)」を記載しています。学校・家庭・地域の連携については、14ページのコラムにて、令和3・4年度の学校・家庭・地域の協働体制検討委員会設置からその経緯を紹介しています。また、子どもの権利条例については、23ページの方針Ⅱの説明をはじめ、35ページ方針Ⅲの説明、37ページ施策(6)取組2等、関連する項目で記載をしています。
5	第三期学校教育計画の振り返りについて、各施策の総括(概要)とあるが、概要ではないものがあるのか。	ご指摘を受け、表記の仕方を変更します。なお、第1回の審議会にて、事務局から各施策の主要な取組の実績等報告がありました。市HPで資料9として掲載しておりますので、そちらをご参考ください。

	意見要旨	取扱方針
6	4ページに、「教育活動の歩みを止めることがないよう、市立小・中学校と連携しながら各種の事業を進めてきました。」とあるが、どのような工夫をして、それを第四期学校教育計画にどのように生かしているのか、細かく書かれているとより良い。	中間まとめ5・6ページには「令和2～6年度までの取組等の一覧」及び「各施策の総括（概要）」を記載しています。ご意見を受け、第三期の各施策が第四期の計画にどう生かされているかが分かるよう、「各施策の総括（概要）」に関連する実績値や第四期の施策や取組を記載します。
7	第三期学校教育計画と比較して、記載されなくなった施策や取組について、評価と今後の方向性は明らかにしておく必要があるのではないか。	ご意見を受け、第三期の各施策が第四期の計画にどう生かされているかが分かるよう、「各施策の総括（概要）」に関連する実績値や第四期の施策や取組を記載します。
8	教育基本法の中でも、教育は平和のために行うとされている。教育理念や教育計画の中でも世界平和について言及してほしい。	ご意見のとおり、ウェルビーイングの考え方自体が教育基本法の目的や目標に通じるものであり、自他の幸せと豊かな社会の実現の先に世界平和もつながるものと考えます。
9	教育理念の説明において、「自他の幸せ」について、審議会の中では委員が「自由の相互承認」ということを説明していた。それに対して、中間まとめでは、「利他性」という言葉を使っており、自己の要素が薄いように感じる。他の言葉を使う方が良いのではないか。	第6回審議会にて、委員の一人から当該の用語を使用している他自治体の事例紹介やそれに対する意見がありました。計画本文では、「自由と自由の相互承認」という言葉は直接用いていませんが、10ページの文中にて、「『自分が幸せを求めると同じように、他の人もそれぞれの幸せを求めているのだ』と気づき、自他の幸せをともに大切にする必要があります」と記載し、同委員の意見を反映しています。
10	計画策定に対して、教員や子どもの関わりはどのようになっているか。	それぞれに対して、アンケートの中で、どのようなことをしてほしいか聞いています。また、中間まとめをテーマに、校長との意見交換も行いました。オンラインディスカッションには、子ども、教員も参加しています。また、1回のアンケートだけでなく、全国学力学習状況調査の質問紙を活用し、経年変化も確認しています。
11	学校教育計画策定の中の取組ではないが、同時期に行われている未来の学校づくりワークショップの中でも、改築だけでない意見が出されている。それらも、今後の計画策定に反映されると考えて良いか。	未来の学校づくりワークショップは、学校の建て替えについて全市的な関心を高め、教員、保護者、地域が話し合う機会を作ることを目的として開催されました。同ワークショップでのご意見は、今後の学校改築のハード面・ソフト面を考える際の参考とされます。

	意見要旨	取扱方針
12	教員や子どもの意見のうち、中間まとめに盛り込むことが難しかったものがあるか。	非常に具体的なご意見については、そのまま盛り込むことは難しいものもありましたが、そのご意見の意図するところを読み解き、趣旨に沿った施策・取組は盛り込んでいると考えています。
13	中間まとめは各学校や子どもたちの目の届きやすいところに配布はしたのか。かんたん版だけでは、どのような議論がなされているのかが分かりづらい。	各学校に加えて、コミュニティーセンター、各図書館に配布しました。かんたん版の二次元コードからも詳しく読むことができるようにしました。
14	かんたん版について、とても良いと思う。子どもから積極的に意見を出してもらうための方法を考えていたら教えてもらいたい。	子どもたちが回答しやすいよう、選択式の問と、自由回答できるようなフォームを用意しました。また、子ども同士で議論できるような、子ども向けのワークショップも実施しました。
15	かんたん版のフォームは小1から選択肢があるが、漢字が多いのではないかな。	かんたん版は小学5年生以上を想定していますが、HP等で公開しており、小学4年生以下であっても保護者等と一緒に考えることもあると考え、フォームには小学4年生以下の選択肢も用意しました。
16	子ども向けワークショップはどのような感じだったのか。	学習者用コンピュータを持ってきてもらい、オンラインディスカッションをしながら行いました。参加者も積極的に意見を出しており、「社会科見学の行き先を自分たちで決めたい」「学校のルールを自分たちで決めたい」というような意見が出ました。
方針Ⅰ 学校での子どもの育ちや学びを支える基盤をつくる		
	意見要旨	取扱方針
17	学校の中の教育活動に保護者を取り込むこと以外で、保護者との関わりはどのように考えているか。	例えば、デジタルシティズンシップ教育については保護者とも協力して取り組むことが大切と考えます。また、土曜学校やサイエンスフェスタ等の生涯学習事業との連携を進める際も、保護者からの協力が大切と考えます。
18	部活の地域移行について、記載があってよかった。第三期は細かく書かれていたが、第四期はざっくり書かれている。第五期の時に振り返るためにも、市民が意見を言いやすくするためにも、もっと細かく書いた方が良いのではないかな。	本計画の実施状況の確認や振り返りについては、教育委員会において、四半期ごとの定例会における重点事業の進捗報告や年度ごとの点検・評価で定期的に行われるものと認識しております。その積み重ねが第五期の計画につながるものと考えます。

	意見要旨	取扱方針
19	施策(3)取組2「校務DXを中心とした働き方改革の推進」について、これから進める具体的な取組を記述するべきにも関わらず、「本市は先生いきいきプロジェクト2.0に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備等を進めてきました。」と過去形の記述に違和感があります。	「先生いきいきプロジェクト」は令和4年2月に「先生いきいきプロジェクト2.0」に改訂され、現在も推進している計画であり、今後もプロジェクトに基づいた取組が進められるものと認識しており、このような記述としています。
20	施策(3)取組2「校務DXを中心とした働き方改革の推進」について、校長会等の学校をまたぐ会議ではリモート会議を積極的に取り入れることを提案します。往復時間を他の業務に充てられます。	ご意見として承ります。なお、教育委員会主催の会議等は、既に目的に応じてオンライン会議を取り入れていると聞いています。
21	主要事業の一つである学校改築については、調整計画でも議論されることになっている。学校教育計画についても、その内容が反映されてくるのか。	重点的には調整計画で議論していきますが、学校教育計画においても、その議論を踏まえうえて、整合の取れた記載をしていきます。
22	第六期長期計画第二次調整計画で、施設について論点になっている。ワークショップにも参加した。施設のあり方については、学校教育計画にも取り上げるのか。	重点的には調整計画で議論していきますが、学校教育計画においても、その議論を踏まえうえて、整合の取れた記載をしていきます。
方針Ⅱ 自らの人生を切り拓く 自信と意欲を育む		
	意見要旨	取扱方針
23	施策(4)①取組1「子どもの権利を守り、安心して学べる取組を大切にします」について、『武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利と尊厳が守られるよう、子どもの権利の周知・啓発を行います。』を、『子どもの権利条約、武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利と尊厳が守られるよう、武蔵野市で子どもの権利の保証をし、周知・啓発を行います。』に変更していただきたい。	計画では、武蔵野市立小・中学校として、最も関連が深い「武蔵野市子どもの権利条例」を記載しています。
24	ICT機器の利用について、性的コンテンツ等から子どもたちを守る方法はどのように考えているか。	性に関する課題については、施策(4)①子どもの権利を守り、安心して学べる取組の取組2で示した「生命(いのち)の安全教育」を推進することが大切と考えます。

	意見要旨	取扱方針
25	インクルーシブ教育システムについて、武蔵野市はすでに行っているの、もっと発信していくべきだ。不登校については、教育につながっていない子どもの権利保障をどうするのか。	計画に書いてあることを組み合わせながら進めていきます。どの子どもも教育関係者とつながることが大切であるため、オンラインや地域の協力を充実させていきます。
26	学校にいけない子の保障について、ここに書くことではないのか。武蔵野市のどの部分で決めていくのか。	学校に行けない子の学習等の保障は大切なものと考えます。計画では、施策(4)①子どもの権利を守り、安心して学べる取組の中で、「ICT活用や関係機関の連携による居場所づくり地域」や「デジタルを使った居場所づくり」を掲げており、本取組の充実が大切と考えています。
27	不登校の子どものための権利保障がこれで十分なのか。不登校について、学校と当事者の認識にはずれがある。	教育機会確保法の中で、学校に戻すことが善ではないとされています。相談機関(スクールソーシャルワーカー)を通して、一人一人に合わせた対応をしており、これからも進めていきます。 不登校を防ぐためには学校風土を育てていくことが大切です。子どもたちが感じたことや考えたことを気兼ねなく言うことができる雰囲気を醸成していきたいと考えています。
28	インクルーシブ教育の理念はどのあたりに表れているのか。	インクルーシブ教育システムの捉え方については、用語集に記載をしています。
29	施策(4)②取組2「インクルーシブ教育システムの構築」について、『通常学級に在籍する支援の必要な子どもへの合理的配慮の提供体制を整備します』とありますが、それには学校の環境整備が必要です。環境整備があると合理的配慮(合理的調整)も少なくなっていくと思います。ですので、「通常学級をはじめ、学校の環境整備と合理的配慮を行います」と変更してください。 配慮の提供と書かれてあるため間違われやすくなると思います。学校の現システムで起きている、社会的な障壁・障害が解消するように調整していくことが必要です。	環境の整備に関しては、21ページ取組3「教育活動を支える制度と施設の充実」にバリアフリーの観点も含まれています。また27ページ取組2「インクルーシブ教育システムの構築」で教室環境の整備と記載しています。

	意見要旨	取扱方針
30	施策(4)②取組2「インクルーシブ教育システムの構築」について、インクルーシブ教育の実現を目指す」と説明した『第六期長期計画・調整計画』P39『(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実』においては、『障害等の有無にかかわらず共に学ぶことがインクルーシブ教育*の理念であり、共生社会の実現を目指すものである。』とある導入部分で、「第四期武蔵野市学校教育計画 中間まとめ」では記載が見られませんでした。 2022年に国連から日本への勧告では、インクルーシブ教育について1番強い勧告も出ています。すぐには出来ない現状であっても、子どもの権利には「差別されない権利」がありますので、この計画期間で転換していく方向性の記載が必要です。 (参照)障害者権利条約 第24号「教育」、一般意見4号 長期計画・調整計画とは整合性を取るとのご説明がありましたので、インクルーシブ教育についての説明文章を中間まとめにも加筆をしてください。 あわせて、中間まとめP34「方針Ⅱに関する用語集」の27に、長期計画・調整計画P115と同じように『インクルーシブ教育』の用語説明を書き足してください。	第六期長期計画・調整計画では「障害等の有無にかかわらず共に学ぶことがインクルーシブ教育の理念であり、共生社会の実現を目指すものである。その実現に向けて、インクルーシブ教育システムの実現を図る。」と記載しており、インクルーシブ教育システムの中にインクルーシブ教育の考え方を包含しています。
31	施策(4)のインクルーシブ教育の構築と特別支援教育の充実の違いを知りたい。	インクルーシブ教育システムに特別支援教育も含まれます。インクルーシブ教育は特別支援教育よりも大きいイメージです。
32	「特別支援教育の在り方について検討します」というのはどのような形で検討するのか。	在り方については、インクルーシブ教育システムも含めて検討していきます。
33	施策(4)②取組3「特別支援教育の充実」について、『特別支援学級の在り方について検討します。』とありますが、就学相談で行われている就学先を障害の程度で「判定」されている事の見直し・変更が必要です。これについても書き込みをしてください。	就学先については、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、子どもの状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて決定しています。

	意見要旨	取扱方針
34	ICT活用について、審議会ではどのようなことが話題になっていたか。	審議会では、「子どもたちが興味のあるものを率先して調べていくことが大切である」「情報の収集だけではなく、整理や発表に活用する」「保護者と協力してルールを守る」等の意見がありました。
35	学習者用コンピュータの規制についてはなくしてほしい。自由に使えるようにした方が、自主性が育まれるのではないか。	ご意見として承りますが、「学習者用コンピュータをもっと規制してほしい」というご意見もあると聞いています。最低限度のフィルタリング等の設定や保護者との協力、関係法令の遵守等を前提に、子どもの自律的・創造的な活用（デジタル・シティズンシップ教育）を促す必要があると考えます。
36	学習者用コンピュータのリスクをどのように軽減していくかについては、学校がチーム一丸となって強化してほしい。リスクに対する対応はどのように考えているのか。	ご指摘のとおり、学校が一丸となることに加え、保護者とも協力して取り組むことが大切と考えます。特に、関係法令の遵守を前提としたうえで、学習者用コンピュータの自律的・創造的な活用（デジタル・シティズンシップ教育）が必要と考えます。
37	便利なものには落とし穴もある。ICT機器のリスクについて、審議会ではどのように認識しているか。	学校と保護者が協力し、関係法令の遵守を前提に、子どもの自律的・創造的な活用（デジタル・シティズンシップ教育）を促す必要があると考えます。
38	施策(5)②取組2「持続的な長期宿泊体験活動の実施」について、セカンドスクールの運営の在り方に関する見直しの理由にある家庭の負担の記述に違和感があり、削除を提案します。訪問先の方々や学校の負担と比べると遥かに小さな声を拾っていませんか？周りの保護者と議論しましたが、セカンドスクールに限定した家庭の負担はイメージできませんでした。また、運営のあり方を変更して家庭の負担が増減することの理解が及びませんでした。	例えば、セカンドスクール中に子どもが体調を崩し、帰京する場合には、保護者の方に訪問地まで迎えに来てもらう必要があり、訪問地によっては交通の便が少なく、相当な負担となる場合があると聞いています。 一方で、本項の中心となるのは訪問先や学校の負担への考慮と安全面を含めたセカンドスクールの充実であり、「安全面を含めセカンドスクールを充実するとともに、訪問地や学校等の負担を考慮した持続可能な運営のあり方の見直しを検討します」と文言を変更します。

	方針Ⅲ 多様性を生かし、社会を形成する力を培う	
	意見要旨	取扱方針
39	小学校の中で運動会の徒競走や学芸会等の学びがなくなっている。今後はどうなっていくのか。	施策(6)①「子どもによる自発的・自治的な学級・学校づくり」の取組2の中で示していますが、学校行事を子ども主体で計画する等、児童会や生徒会等による自発的・自治的な活動を通した意見表明や参加を推進することが大切と考えます。その際、少数意見や保護者・地域の意見等、多様な意見を生かすための過程・手順を大切にすると考えます。
40	施策(6)②取組Ⅰ「地域と連携した学びの推進」について、「地域のための協働を、今後も取り入れます」との表現は抑制的でリアクティブに留まる印象を受けます。「地域と連携した学びの推進」と一貫性のある表現を採用すべきです。	本項目は、地域と連携した学びのうち、各教科等における具体的な取組を記載したものです。ご意見を受け、「各教科等の学びに、幼児や高齢者、障害者等まちの人々との交流、地域の防災訓練や地域環境の美化等、住民との協働的な学びを推進します」と表現を変更します。
41	娘が学校の先生に進学についての相談をしたら、「塾に行って志望校を決めてください」と言われた。この指導はどうなのか。	進学に際しても、一人一人の良さや可能性をしっかりと引き出していくことが大切と考えます。学校で発生した個別の案件については、当該校や指導課にご相談ください。
42	41ページの教員のやりがい支援について、研修のことが書かれており、見出しと中身が違うのではないのか。	令和5年度 武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査によると、教員は、「子どもの成長を感じた時」にやりがいを強く感じるということが分かりました。子どもの成長のためには、教員への研修が必要であると考えます。また、教員の主体的な研修のほか、働き方改革を進めることも、やりがいづくりにつながるものと考えます。
43	教員は、自分がやりたいことをやれた時がやりがいを感じるので、先生たちがやりたいことをやれる環境をつくる必要もある。	審議会でも同様の意見が交わされており、ご意見として承ります。
44	やりがいのためには、研修の充実も必要だが、仕事量を減らすことも大事なのではないのか。	審議会においても、業務量の削減について議論を重ねてきました。今後は、ICTを活用して校務を効率よくしていくことが重要であると考えます。